

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品への買換えをする市民に対し、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、電気料金の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、省エネ家電製品とは、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上である冷蔵庫、エアコン、テレビ、LED照明器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 新城市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 納税の到来している市税を完納している者
- (3) 自らが居住する市内の住宅の既存の冷蔵庫、エアコン、テレビ、照明器具（LED照明器具を除く。）を令和5年7月1日以降に購入した新品（未使用）の省エネ家電製品（以下「対象家電製品」とする。）に交換する者
- (4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条第3項に規定する省エネ家電製品の購入（消費税及び地方消費税を除く。）及び交換のための設置工事に要した費用の合計額とする。

2 補助金の交付の対象となる経費、補助率、補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	購入店の区分	補助率	補助限度額
対象家電製品の購入及び設置に要した費用（消費税及び地方消費税の額を除く）の合計額	市内に本店を有する事業所	補助対象経費の2分の1	30,000円
	上記以外の事業所	補助対象経費の3分の1	10,000円

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 対象家電製品の台数は冷蔵庫、エアコン、テレビは1台までとし、LED照明器具は台数の制限を設けない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年7月3日から令和5年12月28日までの間に新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 対象家電製品を購入した際の領収書等の写し（形式等の機種を特定できる記載があるものに限る）
- (2) 対象家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し
- (3) メーカーが発行した対象家電製品の保証書の写し

- (4) 冷蔵庫、エアコン及びテレビにあつては、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し
 - (5) LED照明器具にあつては、買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真
 - (6) 申請者の市税等の滞納がないことを証明する義務履行証明書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超える時は受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に提出されたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。
- 3 交付申請書類の提出方法は、窓口を持参、又は郵送によるものとする。なお、郵送においては、資料が到着し、書類の不備がないことを確認できた日を受付日とする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは新城市省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付請求書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の新城市省エネ家電製品買換え促進交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による新城市省エネ家電製品取換え促進補助金返還通知書（様式第6号）により返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（状況調査）

第10条 市長は、対象家電製品の購入を行った決定者に対して、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第11条 交付決定者が、補助金の交付を受けた対象家電（以下「補助対象家電」という。）

の取得財産処分制限期限内に当該補助対象家電を処分しようとするときは、あらかじめ新城市省エネ家電製品取替え促進補助金財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象家電の取得財産処分制限期限は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明器具にあつては1年間、テレビにあつては5年間、冷蔵庫及びエアコンにあつては6年間とする。ただし、次の各号に該当すると認められた場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象家電を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により対象家電を買い替え、又は処分するとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、新城市省エネ家電製品取替え促進補助金財産処分承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（協力の要請）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

新 城 市 長 殿

(申請者) 申請者本人が署名してください

(申請者)	〒 —
住 所	新城市
フリガナ	
氏 名	
電話番号	— —

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書

省エネ家電製品への買い換えについて、補助金の交付を受けたいので、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

補助金の交付決定に必要な範囲で、新城市の住民基本台帳を調査、利用することを承諾します。

記

1 対象機器	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> LED照明
2 購入年月日	令和 年 月 日
3 メーカー名・機種名(型番)	
4 設置年月日	令和 年 月 日
5 購入金額	金 円
6 交付申請額	金 円 ※購入額(税抜き)×1/2または1/3【千円以下切り捨て】

※交付申請額は市内に本店を有する事業所で購入した場合30,000円、それ以外で購入した場合は10,000円が補助限度額です。

本申請書に、以下の書類を添付してください。不備があると受付できません。裏面のアンケートも必須です。

- 対象家電製品を購入した際の領収書等の写し
- 対象家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し
- メーカーが発行した対象家電製品の保証書の写し
- 冷蔵庫、エアコン及びテレビにあつては、特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し
- 申請者の市税等の滞納がないことを証明する義務履行証明書

※LED照明に交換した場合は、下記のとおり確認し、□に✓を入れてください。

- LED照明器具にあつては、買換え前後の機器の配置状況等が分かる写真

様

新城市長

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新城市省エネ家電製品買換え促進補助金について、下記の通り確定したので、通知します。

記

1 交付決定額 円

様

新城市長

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新城市省エネ家電製品買換え促進補助金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付の理由

新 城 市 長 殿

(申請者) 申請者本人が署名してください

(申請者) 住 所	〒 — 新城市
フリガナ	
氏 名	
電話番号	— —

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付請求書

省エネ家電製品への買い換えについて、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定番号	指令新環政 第 号									
2 交付決定年月日	年 月 日									
3 交付決定金額	金 円									
4 交付請求金額	金 円									
5 振込指定口座 ※申請者本人の 口座に限ります。	銀行・信用組合 信用金庫・農協								本店 支店 出張所	
	預金種別		口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人 (申請者本人)									

様

新城市長

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した表記補助金について、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記の理由により補助金等の交付決定の（全部又は一部）を取り消すこととしましたので、通知します

記

- 1 補助金取消額 円
- 2 取消しの理由

様

新城市長

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金返還請求書

年 月 付け第 号で交付決定をした標記補助金について、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還を求めます。

記

1 補助金返還額 円

2 返還期限 年 月 日

新 城 市 長 殿

（申請者） 申請者本人が署名してください

（申請者）	〒	—
住 所	新城市	
フリガナ		
氏 名		
電話番号	—	—

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金財産処分承認申請書

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 交付決定番号	新環政 第 号
2 処分機種	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 照明器具
3 処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 処分の時期	令和 年 月 日
5 処分の理由	
6 処分による収入見込み額	円
7 備考 (機器によって処分の方法が異なる場合等)	

様

新城市長

新城市省エネ家電製品買換え促進補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新城市省エネ家電製品買換え促進補助金財産処分について、新城市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおりと承認しましたので通知します。

記

1 交付決定日	令和 年 月 日
2 交付決定番号	新環政 第 号
3 処分対象家電	
4 承認の条件等	